

精神障害者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組むように定めている。また、障害者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するため、公共交通機関は必要不可欠な移動手段となっている。

加えて、国の障害者支援施策においては、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の一元化が基本的な方針とされているにもかかわらず、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度については、一定の成果が見られるものの、未だ身体障害者や知的障害者と比べ、支援の内容に差がある現状となっている。

精神障害者が身体障害者や知的障害者と同様の運賃割引制度の適用を受けることができなければ、精神障害者の社会参加への切実な願いは潰えることになる。

よって、国におかれては、交通事業者に対し、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用について、より一層の働きかけを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	野田	聖子	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
国土交通大臣	石井	啓一	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

石川県志賀町議会議員 南 政 夫